

I 放課後児童支援員認定資格研修

1 目的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な知識や技能を習得し、有資格者となるための研修を実施する。

2 研修の概要

この研修は「職員の資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」（令和 7 年 4 月 4 日付こ成事第 187 号こども家庭庁成育局長通知）別添 5 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「I 放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」（以下「ガイドライン」）に基づき実施する。

3 実施方法

(1) 開催時期

学校の長期休業期間（春期、夏期、冬期）を除く期間とする。

(2) 開催方法等

オンデマンドにより研修（定員 380 名程度）を実施するものとし、オンデマンドによる研修受講が困難な受講者向けの集合研修を県内で 1 回（定員 100 名程度）開催すること。

なお、受講者に配慮した視聴期間を設ける、双方向でのコミュニケーションが図られるようにする等、具体的な受講方法については県と協議し決定すること。

(3) 集合研修の日程

5 日間コース：1 日 2 科目×2 日間（平日午前）＋1 日 4 科目×3 日間（日曜）

なお、研修日が連続しないよう考慮すること。

(4) 免除科目の研修日程

免除科目（ガイドライン別紙の 2-④～2-⑦の科目）の研修日程は、受講者の利便性を考慮すること。

④～⑦を同日の日曜日に行うこととし、④と⑤、⑥と⑦をセットにして午前、午後を設定する。

(5) 教材

①テキスト

ア 放課後児童クラブ運営指針（令和 7 年 1 月 22 日こ成環第 16 号こども家庭庁局長通知。以下、「運営指針」という。）及び運営指針に対応した「放課後児童クラブ運営指針解説書」を必ず使用すること。

イ 上記に加えて、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用することも可能とする。

ウ 代金は受講者本人負担、講師分は委託料に含む。

②レジュメ

必要に応じて各講師が作成する。代金は委託料に含む。

I 放課後児童支援員認定資格研修

4 委託業務の内容（別紙1、別紙2参照）

(1) 研修の企画・運営に関する業務

① 講師の選定、確保及び連絡調整

講師の選定については、都道府県等認定資格研修ガイドライン別紙記載の講師要件に合致する講師を乙が提案し、県と協議の上各期間の開始1か月前を目安に決定する。

② 研修日程の設定、研修会場の確保

研修日程及び会場については、事前に県と協議の上決定すること。

オンデマンドによる研修の場合は、受講環境の整備（ホームページ整備、ID付与等）を行うこと。

③ 研修テキスト等の準備、費用徴収（オンライン研修は受講者への郵送を含む）

④ 開催案内の作成

⑤ 申込受付、名簿作成、受講証の発行及び発送

⑥ 研修当日の運営及び受講者管理

集合研修については、各回の1週間前までに当日運営の詳細について報告すること。

⑦ 受講レポート及びアンケートの準備、集約等

⑧ 研修に関する問い合わせ対応

⑨ オンデマンド研修の場合、動画の作成、管理、受講者の受講サポート

⑩ 災害等（天災、感染症流行等）に対する対応及びその対策

災害等発生時における研修の実施可否については、適宜県と協議する。

(2) 研修修了者の管理に関する業務

① 修了証の作成及び発送

② 認定者名簿管理システムへの入力（認定者名簿管理システムの貸出期間中に依頼のあった再発行等の業務を含む）

(3) その他研修の実施及び質向上のために必要な作業

5 提案にあたっての留意事項

この仕様書によるほか、別添「栃木県放課後児童支援員認定資格研修事業実施要領」を参照すること。

Ⅱ 放課後児童支援員等資質向上研修

1 目的

基準第10条第1項に規定する放課後児童支援員及び同条第2項に規定する補助員（以下「支援員等」という。）が、職員の経験年数や保有資格、スキルに応じた専門的な知識や技術を習得し、資質向上を図るための研修を実施する。

2 研修の概要

この研修は「職員の資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」（令和7年4月4日付こ成事第187号こども家庭庁成育局長通知）別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「Ⅱ放課後児童支援員等資質向上研修事業」に基づき実施する。

3 実施方法

オンデマンドにより研修を実施するものとし、オンデマンドによる研修受講が困難な受講者向けの集合研修を県内でそれぞれ1回ずつ開催すること。

なお、各研修の定員は以下のとおりとし、いずれも希望者が受講しやすいよう開催日時を考慮するとともに、オンデマンドによる研修については、受講者に配慮した視聴期間を設けるなど、具体的な受講方法については県と協議し決定すること。

①初任者研修（経験年数5年未満の職員）

オンデマンドによる受講	200名程度	
集合研修による受講（県内1回）	100名程度	計300名程度

②中堅者研修（経験年数概ね5年以上の職員）

オンデマンドによる受講	300名程度	
集合研修による受講（県内1回）	100名程度	計400名程度

③障害児対応職員研修（障害児に対応する職員）

オンデマンドによる受講	300名程度	
集合研修による受講（県内1回）	100名程度	計400名程度

4 委託業務の内容

(1) 研修の企画・運営に関する全ての業務

- ①講師の選定、確保及び連絡調整
- ②研修日程の設定、研修会場の確保
- ③研修テキスト、レジュメ等の準備（オンライン研修は受講者への郵送を含む）
- ④開催案内作成、募集
- ⑤申込受付、名簿作成
- ⑥受講者の決定、受講証の発行及び発送、県・市町への受講者の報告
- ⑦研修当日の運営及び受講者管理
- ⑧受講レポート及びアンケートの準備、集約等
- ⑨研修に関する問い合わせ対応
- ⑩オンライン研修動画の作成、管理、受講者の受講サポート

Ⅱ 放課後児童支援員等資質向上研修

①災害等（天災、感染症流行等）に対する対応及びその対策

災害等発生時における研修の実施可否については、適宜県と協議する。

(2) 研修修了者の管理に関する全ての業務

①修了証の作成及び発送、県・市町への修了者の報告

②受講者管理名簿の作成

(3) その他研修の実施及び質向上のために必要な作業

5 その他提案に当たっての留意事項

- (1) 上記3の実施方法は目安であるため、事業目的を、より効率的且つ効果的に実施する方法について提案すること。必要性があれば、回ごとに別テーマとすることも可とする。
- (2) 県内各地の支援員等が参加しやすいよう、日程、実施回数、時間、場所等を工夫すること。
- (3) 講師については、研修の内容に関する専門的な知識や経験を有するとともに、放課後児童クラブの現場を理解し、適切且つ実践的な知識・技能等が提供できる者を選定すること。
- (4) 研修形態については、講義の他、演習や事例検討を取り入れる等、受講者の理解を深めるための工夫をすること。
- (5) 研修内容については、平成27年3月27日に厚生労働省が取りまとめた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理」等を参考とすること。